小規模企業共済に加入して節税

小規模企業共済制度とは中小企業経営者の退職金を積立てるための制度です。

その積立てた金額が個人の所得税の計算上、経費のような扱いになって個人の所得から差引かれるので節税効果大です。

所得が少なくなるので、所得税や住民税が安くなり、何十年後かに退職するときには、その積立てた金額が退職金として返ってきます。

ただし、退職金として戻ってくるときには所得税はかかるが、退職金は税法上、所得税が安くなり優遇されます。

民間の生命保険（年金型保険）の保険料はいくら払っても、経費になるのは５万円が上限となります。

小規模企業共済は支払った金額が全額経費扱いになります。
（ただし、掛金の上限は年間８４万円）

月に１００万円の役員報酬を受け取っている経営者が、月７万円の小規模企業共済を２０年間掛けた場合を例にとると、

この場合７万円×１２ヶ月で年間８４万円の所得が引かれますので、所得税が約２７万円、住民税が約８万円、合計で３５万円もの節税ができます。

２０年間続けるとして、３５万円×２０年間ということで７００万円位の節税ができる。（但し、２０年後に、受け取る退職金に所得税と住民税がかかります。）

退職金として、受け取る額は

約１８５０万円 － 約１１５万円（所得税と住民税）＝1735 万円

２０年間で約６００万円位の節税ができ、積立てた額が全額返ってくる効果の高い節税となります。

支払った金額は必ず支払った額以上に返ってくるか？

基本的には、６ヶ月以上積み立てれば、積立てた金額以上の退職金が戻ってきます。

但し、この場合、あくまで退職とした時のみに返ってくるもので、退職せず、単純に解約した場合は、８０％程しか返ってきません。
その場合でも、それまで得た節税効果を考えると十分元は取れてます。

この制度に加入できる経営者の条件は、従業員が２０人以下の事業主です。また、サービス業に関しては５人以下となっています。

但し、これは加入時の人数なので、会社が将来的に大きくなると思われる方は早めに入っておくのがいいでしょう。
（後に従業員規模が条件以上になる分には問題ない）

積立金額は１千円から上限の７万円までは自由に積立金額が設定することができます。

また、途中で積立金額変更することができるので、積立金額がきつ

くなった時は解約をせずに１千円に変更すればいいのです。

小規模企業共済については

http://www.smrj.go.jp/skyosai/